

## 質 疑 回 答 書

1 公告番号 新潟市公告第96号

2 件 名 本館エレベーター（議会棟）保守点検業務委託

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
点検頻度（回数）をご教示ください。	国土交通省大臣官房官庁営繕部 建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）の通りです。
<p>①ウ 遠隔監視（監視項目）（診断項目）についてのご質問です。</p> <p>建築保全業務共通仕様書 7.2.5 ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）に準じ点検を実施いたしますが、市からの要求は遠隔監視（監視項目）（診断項目）が有との内容となります。</p> <p>つきましては、遠隔点検内容において、起動状態、加速走行状態、定常走行状態、減速走行状態、着床状態においては性能維持管理値と測定値およびこれに対する判定が揃ってこそ、遠隔点検が成立と考えます。</p> <p>よって、訪問点検以外での遠隔点検においては、性能維持管理値と測定値の報告は必須と考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>契約後に協議があった場合、検討します。</p>
<p>②建築保全業務共通仕様書 7.2.4 (b) についてのご質問です。</p> <p>利用状態に ・かごの走行距離、走行時間又は起動回数 ・ドアの開閉回数の表記があります。回数を問われているので、報告は回数表記必須でよろしいでしょうか。</p>	<p>建築保全業務共通仕様書 表7.2.4 (b) 遠隔点検内容 について質疑があったものとして回答します。</p> <p>本館エレベーター（議会棟）保守点検業務委託仕様書に「本仕様書に記載のない事項に関しては市と協議の上、次の仕様書に依ること。」と記載していますので、建築保全業務共通仕様書（最新年度版）の採用（点検内容、報告内容を含む）については協議をお願いします。</p>

<p>仕様書（５）修理及び取替の範囲についてのご質問です。</p> <p>修理に対する使用部品は、メーカー指定品外を起因とした事故が発生した場合、製造者責任を問う事は無いものと判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>交換部品等に中古品等を使用する場合に事前に市と協議することとしており、メーカー指定品外の使用は想定していません。</p>
--	---